

全国他市の自治基本条例における「市民」の定義等の比較

条例名	施行年月	市民(区民・町民等)に含まれるもの					事業所等の扱い	
		住民	在勤者	在学者	活動者	その他	位置付け	対象となる事業所等
杉並区自治基本条例	H15.5	○	○	○			事業者	区内において事業活動を行うもの
柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	H15.10	○	○	○			市民	市内に事務所を有する法人その他の団体
富士見市自治基本条例	H16.4	○	○	○			市民	市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
多摩市自治基本条例	H16.8	○	○	○			市民	市内で事業を営むもの又は活動する団体等
岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例	H16.10	○	○	○			市民	市内に事務所又は事業所を有する者その他団体
伊賀市自治基本条例	H16.12	○	○	○			市民	市内で活動する法人その他の団体
川崎市自治基本条例	H17.4	○	○	○	○		市民	市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体
大和市自治基本条例	H17.4	○	○	○	○		市民	事業を営むもの等
岸和田市自治基本条例	H17.8	○	○	○			市民	市内で事業活動を行うもの
四日市市市民自治基本条例	H17.9	○	市民等				事業者	市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うもの
善通寺市自治基本条例	H17.10	○	○	○		生活の関りを有するすべての者	市民	市内において事業又は活動を行う法人その他の団体
名張市自治基本条例	H18.1	○	○	○			市民	市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体
三鷹市自治基本条例	H18.4	○	○	○	○		事業者等	市内において、営利又は非営利の活動その他の活動を営む団体
豊島区自治の推進に関する基本条例	H18.4	○	○	○			事業者等	区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体
札幌市自治基本条例	H19.4	○	○	○	○		市民	市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体

○市民(区民・町民等)に含まれるものの定義

住 民:市内に住所を有する人で、外国人を含む。
 在勤者:市外の住民で、市内の事業所に勤務している人
 在学者:市外の住民で、市内の学校に通学している人
 活動者:市外の住民で、市民・政治活動などを行っている人